

令和 8 年度女性農業者経営発展支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 4 月 1 日

にぎわいづくり協議会会長 島 貫 啓 一

令和 8 年度女性農業者経営発展支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、女性農業者が農業経営に意欲的に取り組もうとする場合、農業経営拡充等に向けた取り組みに対する支援を行うことを目的として女性農業者経営発展支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することに関し、にぎわいづくり協議会補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（令和 7 年 3 月 2 7 日制定。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けることができる者は、川西町認定女性農業者認定等実施要綱（平成 2 8 年告示第 1 4 8 号）に基づく農業経営拡充・新規起業計画の認定を受けた者とする。

(補助対象事業及び補助金の額)

第 3 条 この補助金の対象となる事業の支援内容及び補助金の額は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第 4 条 規則第 4 条に定める補助金等交付申請書の提出期限は、会長が別に定める日までとし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業計画書（別記様式）
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(事業の着工)

第 5 条 事業の着工は、規則第 5 条に定める補助金等の交付決定後とする。

(実績報告)

第 6 条 規則第 1 3 条に定める実績報告書の提出期限は、事業完了の日から起算して 3 0 日を経過する日又は補助事業を実施した年度の翌年度の 4 月 1 0 日のいずれか早い日とし、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（別記様式）
- (2) その他、会長が必要と認める書類

(補助金の返還)

第 7 条 会長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、補助金

を返還させることができる。

- (1) 虚偽又は不正な申請により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他、会長が補助金を返還させることが適当と認めたとき。

2 補助事業者は、前項の規定により返還命令を受けた場合、速やかに補助金を返還しなければならない。

(補助金返還の免除)

第8条 会長は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の返還を免除することができる。

- (1) 災害、その他補助事業者の責に帰することができない事由により営農ができなくなったとき。
- (2) その他、会長が特に必要と認めたとき。

(その他)

第9条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別記様式

事業計画（実績）書

1 事業の内容

【ハード事業支援】

(単位：円)

内 容	事業実施 年 月	金 額	過年度事業 活用の有無	備 考
			有・無	
			有・無	
			有・無	
消費税				
合 計				

2 経費の負担区分

(単位：円)

総事業費	負 担 区 分			
	町補助金		その他自己負担金等	
	割合 (%)	金額	割合 (%)	金額

3 事業完了予定（又は完了） 年 月 日

4 添付書類

(1) 計画

- ① 農業経営拡充・新規起業計画認定書の写し
- ② 事業費が分かる見積書等の写し（機械等の整備の場合はカタログを含む）
- ③ 農業経営拡充・新規起業計画「8 販売計画」に掲げた項目の事業実施前年度の販売実績が分かる資料

(2) 実績

- ① 領収書等事業金額が分かるもの
- ② 農業経営拡充・新規起業計画「8 販売計画」に掲げた項目の事業実施年度の販売実績が分かる資料